

## ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護

### ≪自己評価及び介護・医療連携推進会議における評価実施の流れ≫

【1】自己評価・外部評価 評価表（別紙1）の自己評価の欄を記入する。

【2】介護・医療連携推進会議において、記入した自己評価・外部評価 評価表（別紙1）について説明し、意見をもらう。

※介護・医療連携推進会議には、市職員又は地域包括支援センター職員と知見を有する公正・中立な第三者の参加が必要。

【3】介護・医療連携推進会議で得た意見をもとに、自己評価・外部評価 評価表（別紙1）の外部評価コメントの欄を取りまとめる。

【4】完成した自己評価・外部評価 評価表（別紙1）を利用者及びその家族に送付するとともに、事業所のホームページに掲載又は見やすい場所に掲示するなどの方法により公表し、指宿市国保介護課介護保険係に提出する。